

第2回地域企業感染症対策施設等支援補助金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 第2回地域企業感染症対策施設等支援補助金事業（以下「本事業」という。）は、県内の中小企業者等が行う新型コロナウイルス感染拡大防止に係る改装等に要する経費の一部を補助することにより、地域経済の活性化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。

2 この要綱において「中小企業者又は中小企業組合等」（以下、「中小企業者等」という。）とは、商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者であつて、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する中小企業者（宿泊事業者を除く）及び第4号に該当する中小企業団体並びに商店街振興組合法に定める商店街振興組合をいう。なお、栃木県内に所在する者とし、みなし大企業は除く。

3 この要綱において「みなし大企業」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(事業の内容)

第3条 知事は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、中小企業者等から補助事業計画の提出を受け、審査のうえ採択を決定したものについて、予算の範囲内において、別に定める要領に基づき、第2回地域企業感染症対策施設等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、中小企業者等が補助事業計画を作成のうえ、新型コロナウイルス感染症対策として取り組む事業とする。ただし、同一の補助対象経費に対し、国又は県等公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定となっている事業については交付対象としないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は別表1に掲げるものとする。ただし、対象経費に係る消費税及び地方消費税の額は補助対象外とする。

(補助事業計画申請書の提出)

第6条 本事業による支援を受けようとする者は、知事が別に定める日までに補助事業計画申請書(様式第1)を提出するものとする。

2 支援を受けようとする者が提出できる補助事業計画は、1者1件とする。

(補助事業計画の審査等)

第7条 前条の規定により提出のあった補助事業計画については、別表2に定める審査項目について別に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 知事は、前項による審査結果を踏まえ補助事業計画の採択の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第8条 補助事業計画の採択を受けた者が、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号)第5条第1項による交付決定前に、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、補助事業計画廃止届(様式第2)を知事に提出しなければならない。

(1) 事故等により補助事業計画の遂行が不可能となった場合

(2) 国又は県等公的機関が交付する他の補助金等に係る採択を受けるなど、他の補助金等の交付を受けることが確実となった場合

(推進指導等)

第9条 知事は、事業の円滑な推進を図るため、必要な指導、助言等を行うものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行する。

別表 1

事業	事業区分
施設改装工事	(1) 不特定多数が出入りする ((2) 以下同じ) 客室等の個室化に必要な改装 (隔壁等の設置工事を含む)
	(2) 接触機会の低減を目的としたレイアウト変更 (来客者の導線改善及び座席の間隔を確保する工事等)
	(3) テラス席の設置に必要な工事 (床、建具工事等) ※不動産の取得となる工事を除く
空気調和設備・換気設備の設置	(4) 空気調和設備・換気設備の設置 ※単なる老朽化等によるものを除く

別表 2

審 査 項 目
<p>次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 必要な資料が全て提出されているか。</p> <p>(2) 補助事業者及び補助対象事業の要件に合致しているか。</p> <p>(3) 補助事業は、補助事業期間中に新型コロナウイルス感染症対策として実施されるものであるか。</p> <p>(4) 補助対象経費は、使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であるか。</p> <p>(5) 「とちまる安心通知」、「新型コロナ感染防止対策取組宣言」、「業種別ガイドライン」等の感染症対策への協力を得られるか。</p> <p>(6) 飲食店は、「とちまる安心認証」を取得しているか。未取得の場合は、実績報告書提出時までに取り得可能であるか。</p>

様式第 1 (実施要綱第 6 条関係)

補助事業計画申請書

年 月 日

栃木県知事

様

(申請者)

住 所

名称 (氏名)

代表者名

年度第 2 回地域企業感染症対策施設等支援補助金に係る補助事業計画書を下記の書類を添えて提出します。

なお、補助事業計画書及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

また、申請に当たっては、「栃木県補助金等交付規則」、「第 2 回地域企業感染症対策施設等支援補助金事業実施要綱」及び「第 2 回地域企業感染症対策施設等支援補助金交付要領」ならびに公募要領に記載された重要事項を確認し、その内容を十分に理解しています。

記

- 1 経営状況報告書 (実施要綱様式第 1 別紙 1)
- 2 補助金交付申請書 (交付要領様式第 1)
- 3 補助事業計画 (交付要領様式第 1 別紙 1)
- 4 誓約書 (交付要領様式第 1 別紙 2)
- 5 県税に未納がないこと等の証明書 (申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。)
- 6 履歴事項全部証明書 (法人の場合。個人の場合は住民票の写し。ともに申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。)
- 7 直近 2 期分の決算報告書等 (貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費) の写し
- 8 補助対象経費の根拠が分かる資料 (見積書等)

様式第1 (別紙1)

経営状況等報告書

(フリガナ) 名称 (商号または屋号)														
法人番号 (13桁) ※1														
自社ホームページのURL (ホームページが無い場合は「なし」と記載)														
業種	※日本標準産業分類の中分類で記入してください。													
企業概要														
常時使用する 従業員数												人	※常時使用する従業員がいなければ「0人」と記入してください。	
資本金額 (個人事業者は記載不要)	万円			設立年月日 ※2				年 月 日						
主な株主又は出資者 (申請日現在)	株主名又は出資者名		所在地				大企業		出資比率					
	1						該当・非該当		%					
	2						該当・非該当		%					
	3						該当・非該当		%					
	4						該当・非該当		%					
	5						該当・非該当		%					
	6	ほか 人											%	
設備等を設置する 事業所の所在地 (複数ある場合はすべて記入)		(〒 -)												
		開業年月日	□令和2 (2020) 年以前・□令和 () 年 月 日											
連絡担 当者	(フリガナ) 氏 名						役職							
	住 所	(〒 -)												
	電話番号						携帯電話番号							
	FAX 番号						E-mail アドレス							
補助金支払先口座		金融機関名・本支店名： 金融機関・支店コード： 口座種別：普通・当座 口座番号： 口座名義 (通帳記載のフリガナ(半角付)で記入)： ※法人の場合、口座名義には「カ)トマレカ)」のように法人名を記載してください。												

- ※1 法人の場合は、法人番号(13桁)を記載してください。【参考:国税庁・法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)】
 *履歴事項全部証明書に記載の「会社法人等番号(12桁)」ではありません。
 個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー(個人番号(12桁))は記載しないでください。
- ※2 「設立年月日」は、創業後に組織変更(例:個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化)された場合は、現在の組織体の設立年月日(例:個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社の設立年月日)を記載してください。
 *個人事業者で、設立「日」が不明の場合は、「日」の部分は空欄のまま構いません(年月までは必ず記載)。

様式第2（実施要綱第8条関係）

補助事業計画廃止届

年 月 日

栃木県知事

様

（申請者）

住 所

名称（氏名）

代表者名

年 月 日付け栃木県指令経支第 号をもって採択のあった第2回地域企業感染症対策施設等支援補助金に係る補助事業計画について、第2回地域企業感染症対策施設等支援補助金事業実施要綱第8条により、下記のとおり廃止しますので、届け出ます。

記

1 廃止する事業名称（テーマ）

2 廃止する理由